

# 業 務 委 託 契 約 書 (案)

大分県企業局長 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) とは、大分県企業局大津留浄水場の汚泥脱水ケーキ (以下「本物件」という。) の運搬及び処分業務に関し、次のとおり契約を締結する。

## (業務委託)

第1条 甲は、大分県企業局大津留浄水場の本物件の運搬及び処分業務 (以下「業務委託」という。) を乙に託し、乙はこれを受託する。

## (処分物件及び処分方法等)

第2条 乙が処分する本物件は、甲の大津留浄水場汚泥脱水処理場で産出するものとする。

2 本物件は、金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令 (昭和48年2月17日総令5) 第1条の判定基準を満たすものとする。

3 本物件の運搬は、大津留浄水場ケーキヤードから 中間処理場までとする。

4 本物件の処分は、中間処理 (汚泥の天日乾燥) の方法で行うものとする。

施設の種類 天日乾燥及び機械乾燥施設

施設の場所

施設の処理能力 t / 日

## (信義誠実の義務)

第3条 乙は、信義を重んじ、別に定める大津留浄水場汚泥脱水ケーキ運搬及び処分業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。) により、誠実に業務を履行するものとする。

## (委託料)

第4条 業務委託に係る委託料は、1トン当たり単価で 円とする。ただし、契約金額に10/110を乗じて得た額が取引に係る消費税額である。

2 委託料の支払いは、月払いの方法によるものとし、乙は業務委託が生じた月の末日が経過した後、1ヶ月分をまとめて甲に請求するものとし、甲は請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

## (契約期間)

第5条 契約期間は、令和7年4月 日から令和8年3月31日までとする。

## (権利義務の譲渡禁止)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## (再委託の禁止)

第7条 乙は、受託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

## (届出等)

第8条 甲と乙は、廃棄物処理に係る届出等必要な手続きについては相互に協力するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲と乙は、本契約によって知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の当事者のいずれか一方が、本契約の条項に違背した場合
- (2) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき

(契約外の事項)

第11条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和7年4月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号

大分県企業局長

乙